

厚生委員会報告資料

令和3年1月20日

報告事項件名	頁
1 特別定額給付金の給付実績について	2
2 足立区成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク検討協議会設置要綱の一部 改正について	5
3 令和2年度第2回足立区医療的ケア児ネットワーク協議会の実施報告について . . .	9
4 足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案のパブリック コメント及び障がい者団体等ヒアリングの実施結果について	12

(福祉部)

厚生委員会報告資料

令和3年1月20日

件名	特別定額給付金の給付実績について																							
所管部課	特別定額給付金担当部 特別定額給付金担当課																							
内容	<p>特別定額給付金の給付状況等について、令和3年1月1日時点での実績を以下のとおり報告する。</p> <p>1 特別定額給付金給付対象世帯 今後、給付率などの数値は、給付終了時世帯数を基に算出する。</p> <table border="1" data-bbox="491 638 1385 985"> <tr> <td>令和2年4月27日時点 (申請書送付世帯数)</td> <td colspan="2">356,659世帯</td> </tr> <tr> <td>令和3年1月1日時点 (給付終了時世帯数)</td> <td colspan="2">357,281世帯</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td colspan="2">+622世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(内訳)</td> <td>新規登録</td> <td>+750世帯</td> </tr> <tr> <td>削除※</td> <td>△128世帯</td> </tr> </table> <p>※ 削除の主な理由は、4/27以前の死亡やDV等により世帯情報を新たに作り直したことによる重複回避の処理をしたため。</p>	令和2年4月27日時点 (申請書送付世帯数)	356,659世帯		令和3年1月1日時点 (給付終了時世帯数)	357,281世帯		増減	+622世帯		(内訳)	新規登録	+750世帯	削除※	△128世帯									
	令和2年4月27日時点 (申請書送付世帯数)	356,659世帯																						
令和3年1月1日時点 (給付終了時世帯数)	357,281世帯																							
増減	+622世帯																							
(内訳)	新規登録	+750世帯																						
	削除※	△128世帯																						
<p style="text-align: center;">新規登録(750世帯)内訳</p> <table border="1" data-bbox="399 1288 667 1608"> <tr><td>・DV</td><td>82</td></tr> <tr><td>・児童施設</td><td>84</td></tr> <tr><td>・障がい施設</td><td>13</td></tr> <tr><td>・高齢施設</td><td>11</td></tr> <tr><td>合計</td><td>108</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1136 1288 1476 1361"> <tr><td>・刑事施設等</td><td>4</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1136 1473 1476 1780"> <tr><td>・転入</td><td>444</td></tr> <tr><td>・住民票の復活等</td><td>78</td></tr> <tr><td>・中长期在留者</td><td>17</td></tr> <tr><td>・国外転入</td><td>15</td></tr> <tr><td>・転出取消</td><td>2</td></tr> <tr><td>合計</td><td>556</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">■ 転入等 ■ 施設入所 ■ DV ■ その他</p>	・DV	82	・児童施設	84	・障がい施設	13	・高齢施設	11	合計	108	・刑事施設等	4	・転入	444	・住民票の復活等	78	・中长期在留者	17	・国外転入	15	・転出取消	2	合計	556
・DV	82																							
・児童施設	84																							
・障がい施設	13																							
・高齢施設	11																							
合計	108																							
・刑事施設等	4																							
・転入	444																							
・住民票の復活等	78																							
・中长期在留者	17																							
・国外転入	15																							
・転出取消	2																							
合計	556																							

2 特別定額給付金の給付状況

対象世帯数	357,281世帯	
支給済世帯数 ※1	354,073世帯	
金額	69,059,900,000円	
給付率	99.1%	
未支給世帯数	3,208世帯	
(内訳)	未申請	3,003世帯
	支給不可	205世帯
	支給不可の内訳	
	申請前死亡	107世帯
	世帯全員辞退 ※2	67世帯
	転出等他自治体支給	29世帯
	職権消除	2世帯

※1 給付の資格要件を満たしているが、口座情報が不明等の理由により、支給ができなかったため法務局へ供託を行った18世帯分及び世帯員の一部辞退があった54世帯分を含む。

※2 辞退者総数149人

(世帯全員辞退が82人及び世帯員の一部辞退が67人)

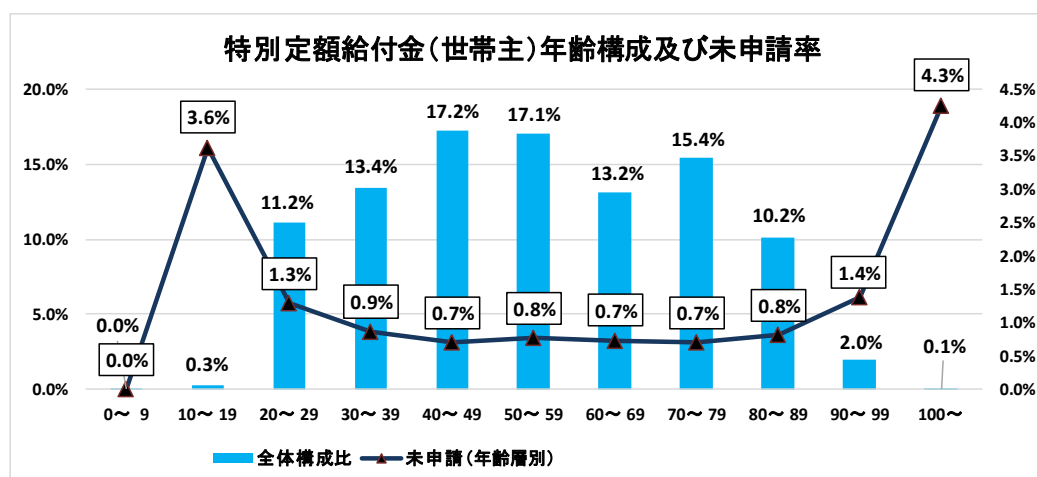
3 特別定額給付金(世帯主)の年齢構成及び未申請状況

(1) 年齢階層別未申請率の傾向

10代、100歳以上の未申請割合が高く20代、90代もやや高い。

ア 10代の未申請38世帯のうち、10件があて所なしによる返戻、3件が申請書送付前職権消除、1件が他自治体で給付済のため、実質的な未申請は24件。

イ 100歳以上の未申請9世帯のうち、5件が申請前死亡、2件があて所なしによる返戻であり、実質的な未申請は2件。



【年齢階層別世帯数・未申請世帯数】

年齢階層	全 体		未 申 請	
	世帯数	全体構成比	世帯数	未申請割合
0 ～ 9	17	0.0%	0	0.0%
10 ～ 19	1,045	0.3%	38	3.6%
20 ～ 29	39,856	11.2%	516	1.3%
30 ～ 39	47,897	13.4%	415	0.9%
40 ～ 49	61,630	17.2%	435	0.7%
50 ～ 59	61,038	17.1%	467	0.8%
60 ～ 69	47,148	13.2%	346	0.7%
70 ～ 79	55,118	15.4%	385	0.7%
80 ～ 89	36,310	10.2%	295	0.8%
90 ～ 99	7,011	2.0%	97	1.4%
100 ～	211	0.1%	9	4.3%
計	357,281		3,003	0.8%

4 誤支給・DV等による返還金の返還状況

誤支給やDV等避難者の申出に基づき、給付金の返還請求を行っている。

(1) 令和3年1月1日時点での未返還

分類	全 体		うち未返還	
	世帯数	返還請求額 (円)	世帯数	返還請求額 (円)
二重支給	18	3,600,000	1	100,000
誤支給	11	1,100,000	2	200,000
DV等	18	1,800,000	5	500,000
合計	47	6,500,000	8	800,000

(2) 返還に関する通知の送付及び事務処理手順

足立区特別定額給付金給付事業実施要綱に基づき、区長名による返還通知を令和2年12月3日に送付した。なお、返還されない場合、以下の手順で事務処理を進めていく。

ア 督促状の送付（1月13日送付）

返還通知に記載の納付期限までに納付されない場合には、納付期限後30日以内に督促状を送付する。

イ 催告書の送付（2月上旬送付予定）

督促状に記載の納付期限から2週間を過ぎても納付がないときは、催告書を送付する。

問題点
今後の方針

令和2年度内は返還請求を継続し、返還されない場合、次年度以降の対応について関係各課と調整する。

厚生委員会報告資料

令和3年1月20日

件名	足立区成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク検討協議会設置要綱の一部改正について
所管部課	福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課、障がい福祉推進室障がい福祉課、衛生部中央本町地域・保健総合支援課、足立区社会福祉協議会
内容	<p>区の成年後見制度の一層の利用促進を図るため、令和2年4月に発足した「足立区成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク検討協議会」の名称を協議会と改め、参加団体数を増やし、よりきめ細やかな支援を実施するため、要綱を一部改正する。</p> <p>1 要綱の改正理由</p> <p>(1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、権利擁護支援を必要とする方が、確実に成年後見制度等を利用できるようネットワーク協議会を設置する。</p> <p>(2) 支援のコーディネートを行う中核機関との連携を強化し、早期の段階からの相談・支援体制を整備する。</p> <p>(3) 協議会の委員構成を見直し、様々な職種の委員との情報交換を通じ、地域連携ネットワークの機能充実を図る。</p> <p>※ 詳細は別紙1「足立区成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク検討協議会設置要綱の一部改正 新旧対照表」を参照</p> <p>2 要綱の改正内容</p> <p>(1) 要綱の名称変更 現行の足立区成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク検討協議会設置要綱を足立区成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会設置要綱に変更する。</p> <p>(2) 所掌事務の一部変更 中核機関との連携を追加する。</p> <p>(3) 委員構成の変更 医療、福祉、行政書士など職種を増やし、人数も増員する。</p> <p>3 これまでの検討経緯</p> <p>(1) 平成30年度から地区三専門職団体（弁護士、司法書士、社会福祉士）との意見交換会を開始した。</p> <p>(2) 令和元年6月、行政書士より「権利擁護支援の地域連携ネットワークへの行政書士の参画を求める陳情」が足立区議会に提出され、同年10月採択される。</p>

4 協議会委員（構成団体等）

	改正前	改正後
1	弁護士会	弁護士会
2	司法書士会	司法書士会
3	社会福祉士会	社会福祉士会
4		医師会
5		福祉関係者（知的障がい）
6		福祉関係者（精神障がい）
7		金融機関
8		消費者センター
9		行政書士会
10		地域包括支援センター

以上20名以内

5 施行年月日 令和3年4月1日

問題点
今後の方針

福祉・介護・医療の関係者と法律の専門職団体等が連携し、チーム支援にあたる。
第1回協議会は令和3年6月上旬に開催する予定である。

足立区成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク検討協議会設置要綱の一部改正 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>足立区成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク<u>検討協議会</u>設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)3(2)①に規定する地域連携ネットワークの構築のために必要な情報収集を行うため、足立区成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク<u>検討協議会</u>(以下、<u>検討協議会</u>という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 <u>検討協議会</u>は、次に掲げる事項について情報交換を行う。</p> <p>(1) 地域連携ネットワークを構成する団体に関すること</p> <p>(2) 地域連携ネットワークの機能に関すること</p> <p><u>(3) 成年後見制度の利用促進を図るための取り組みについて</u></p> <p>(4) その他、成年後見制度の利用促進に<u>関し必要な事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>検討協議会</u>は、前条に掲げる事項に関し、地域の権利擁護支援に関して優れた識見と経験を有する者のうちから、区長が委嘱又は指名する委員20名以内をもって組織する。</p> <p>(活動期間)</p> <p>第4条 省略</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 <u>検討協議会</u>に会長及び副会長を置く。</p>	<p>足立区成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク<u>協議会</u>設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方への意思決定支援や成年後見制度の利用促進をはじめとする権利擁護支援を行うこと及びその支援体制を構築することを目的として、</u>成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)3(2)①に<u>基づき、</u>足立区成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク<u>協議会</u>(以下、<u>協議会</u>という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 <u>協議会</u>は、次に掲げる事項について情報交換を行う。</p> <p>(1) 地域連携ネットワークを構成する団体に関すること</p> <p>(2) 地域連携ネットワークの機能に関すること</p> <p>(3) <u>中核機関との連携に関すること</u></p> <p>(4) その他、成年後見制度の利用促進に<u>関すること</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>協議会</u>は、前条に掲げる事項に関し、地域の権利擁護支援に関して優れた識見と経験を有する者のうちから、区長が委嘱又は指名する委員20名以内をもって組織する。</p> <p>(活動期間)</p> <p>第4条 省略</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 <u>協議会</u>に会長及び副会長を置く。</p>

現 行	改 正 後				
<p>2 会長は、委員の互選により選出し、会務を統括する。</p> <p>3 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その事務を代理する。</p> <p>(運営)</p> <p>第6条 区長は、必要に応じ<u>検討協議会</u>を招集し、会議を主宰する。</p> <p>2 区長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>3 区長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。</p> <p>(謝礼)</p> <p>第7条～第10条 省略</p> <p>付 則 (31足福高発第5042号 区長決定) この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1 (第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="320 1070 831 1121"> <tr> <td>日 額</td> <td>1,500円</td> </tr> </table>	日 額	1,500円	<p>2 会長は、委員の互選により選出し、会務を統括する。</p> <p>3 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その事務を代理する。</p> <p>(運営)</p> <p>第6条 区長は、必要に応じ<u>協議会</u>を招集し、会議を主宰する。</p> <p>2 区長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>3 区長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。</p> <p>(謝礼)</p> <p>第7条～第10条 省略</p> <p>付 則 (31足福高発第5042号 区長決定) この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>付 則 (2足福高発第3365号 区長決定)</u> <u>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1 (第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1272 1070 1783 1121"> <tr> <td>日 額</td> <td>1,500円</td> </tr> </table>	日 額	1,500円
日 額	1,500円				
日 額	1,500円				

厚生委員会報告資料

令和3年1月20日

件名	令和2年度第2回足立区医療的ケア児ネットワーク協議会の実施報告について																
所管部課名	福祉部障がい福祉推進室障がい福祉課																
内容	<p>第2回足立区医療的ケア児ネットワーク協議会（以下「協議会」という）を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 日時 令和2年12月7日（月）午後6時30分から7時40分まで</p> <p>2 場所 区役所本庁舎1205会議室</p> <p>3 委員及び出席状況 別紙2 「令和2年度第2回医療的ケア児ネットワーク協議会委員及び出欠状況」を参照</p> <p>4 議事・意見等</p>																
	(1) 医療的ケア児の状況を把握するための調査について	【協議】 漏れなく医療的ケア児を把握するための方策、支援に必要な調査項目等について、委員から意見をいただいた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児は早期から医療機関に関わりがあるので、可能であれば調査対象に医療機関を含めるべきである。 ・ 医療的ケア児の個別具体的な把握、例えば移動手段は車椅子なのかバギーなのか、酸素が必要なのは夜間なのか日中も含めてなのか、など詳細な把握に努めて欲しい。 														
	(2) 災害対策部会の実施報告について	【報告】 8月、9月の2回にわたって開催した災害対策部会の実施結果、区の検討状況を報告した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点で把握している医療的ケア児82名のうち、荒川・利根川氾濫時に早期立退き避難が必要な23名（世帯）について、大規模水害時に対する理解や避難への対応について、アンケートによる調査を行った。 <p>《調査結果》</p> <p>ア 水害時避難に関する理解</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">足立区洪水ハザードマップを所持、自宅周辺の状況を把握している。</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">5世帯(21.7%)</td> </tr> <tr> <td>あだち広報8月10日号掲載「新型コロナウイルス感染症×水害対策」を読んだ。</td> <td style="text-align: right;">7世帯(30.4%)</td> </tr> <tr> <td>足立区洪水ハザードマップ、あだち広報、ともに読んでいない。</td> <td style="text-align: right;">11世帯(47.8%)</td> </tr> </table> <p>イ 水害時避難への対応</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">浸水の危険性が低い親類宅等への避難が可能。</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">7世帯(30.4%)</td> </tr> <tr> <td>自宅避難か建物の高層階への避難が可能。</td> <td style="text-align: right;">4世帯(17.4%)</td> </tr> <tr> <td>自家用車が利用できれば避難所まで自力避難が可能。</td> <td style="text-align: right;">10世帯(43.5%)</td> </tr> <tr> <td>縁故等避難先がなく、かつ自力避難も困難。</td> <td style="text-align: right;">2世帯(8.7%)</td> </tr> </table>	足立区洪水ハザードマップを所持、自宅周辺の状況を把握している。	5世帯(21.7%)	あだち広報8月10日号掲載「新型コロナウイルス感染症×水害対策」を読んだ。	7世帯(30.4%)	足立区洪水ハザードマップ、あだち広報、ともに読んでいない。	11世帯(47.8%)	浸水の危険性が低い親類宅等への避難が可能。	7世帯(30.4%)	自宅避難か建物の高層階への避難が可能。	4世帯(17.4%)	自家用車が利用できれば避難所まで自力避難が可能。	10世帯(43.5%)	縁故等避難先がなく、かつ自力避難も困難。	2世帯(8.7%)
足立区洪水ハザードマップを所持、自宅周辺の状況を把握している。	5世帯(21.7%)																
あだち広報8月10日号掲載「新型コロナウイルス感染症×水害対策」を読んだ。	7世帯(30.4%)																
足立区洪水ハザードマップ、あだち広報、ともに読んでいない。	11世帯(47.8%)																
浸水の危険性が低い親類宅等への避難が可能。	7世帯(30.4%)																
自宅避難か建物の高層階への避難が可能。	4世帯(17.4%)																
自家用車が利用できれば避難所まで自力避難が可能。	10世帯(43.5%)																
縁故等避難先がなく、かつ自力避難も困難。	2世帯(8.7%)																

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="320 163 491 577"></td> <td data-bbox="491 163 1481 577"> <p>ウ 主な意見・要望</p> <p>近隣の学校を避難先に想定しているが、医療的ケアのための機器が利用可能かなどの情報が事前に欲しい。</p> <p>避難時には、上下階への移動や電源の確保、周囲への配慮などをお願いしたい。</p> <p>* 訪問時に足立区洪水ハザードマップとあだち広報8月10日号を持参し、未所持世帯に提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「自力避難が困難」と回答した2世帯について、より詳細な聞き取りを行い、支援策を検討する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 577 491 976"> <p>(3) その他 報告事項</p> </td> <td data-bbox="491 577 1481 976"> <p>【報告】 前回（7月）以降の医療的ケア児に係る区の取り組みを報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児等の人工呼吸器使用者を対象に、ポータブル電源等の給付を開始した（10月から日常生活用具に追加）。 ・ 令和3年度から開始する医療的ケア児の区立保育園での受け入れについて、2名の申し込みがあった。 ・ 医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）が7月から稼働したことの情報提供が国からあったため、委員が関わっている医療的ケア児に登録を働きかけるよう、依頼した。 </td> </tr> </table>		<p>ウ 主な意見・要望</p> <p>近隣の学校を避難先に想定しているが、医療的ケアのための機器が利用可能かなどの情報が事前に欲しい。</p> <p>避難時には、上下階への移動や電源の確保、周囲への配慮などをお願いしたい。</p> <p>* 訪問時に足立区洪水ハザードマップとあだち広報8月10日号を持参し、未所持世帯に提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「自力避難が困難」と回答した2世帯について、より詳細な聞き取りを行い、支援策を検討する。 	<p>(3) その他 報告事項</p>	<p>【報告】 前回（7月）以降の医療的ケア児に係る区の取り組みを報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児等の人工呼吸器使用者を対象に、ポータブル電源等の給付を開始した（10月から日常生活用具に追加）。 ・ 令和3年度から開始する医療的ケア児の区立保育園での受け入れについて、2名の申し込みがあった。 ・ 医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）が7月から稼働したことの情報提供が国からあったため、委員が関わっている医療的ケア児に登録を働きかけるよう、依頼した。
	<p>ウ 主な意見・要望</p> <p>近隣の学校を避難先に想定しているが、医療的ケアのための機器が利用可能かなどの情報が事前に欲しい。</p> <p>避難時には、上下階への移動や電源の確保、周囲への配慮などをお願いしたい。</p> <p>* 訪問時に足立区洪水ハザードマップとあだち広報8月10日号を持参し、未所持世帯に提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「自力避難が困難」と回答した2世帯について、より詳細な聞き取りを行い、支援策を検討する。 				
<p>(3) その他 報告事項</p>	<p>【報告】 前回（7月）以降の医療的ケア児に係る区の取り組みを報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児等の人工呼吸器使用者を対象に、ポータブル電源等の給付を開始した（10月から日常生活用具に追加）。 ・ 令和3年度から開始する医療的ケア児の区立保育園での受け入れについて、2名の申し込みがあった。 ・ 医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）が7月から稼働したことの情報提供が国からあったため、委員が関わっている医療的ケア児に登録を働きかけるよう、依頼した。 				
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>今回の協議会でいただいた意見を踏まえ、令和3年5月頃の状況把握調査に向けた準備を進める。</p> <p>なお、次回協議会は、令和3年7月の開催を予定している。</p>				

令和2年度 第2回 医療的ケア児ネットワーク協議会 委員及び出欠状況

	分野	所属	氏名	出欠
1	学識経験者	東京医療保健大学 東が丘・立川看護学部	玄 順烈	
2	保健医療	足立区医師会（木村小児科クリニック）	木村 康子	
3	保健医療	足立区歯科医師会（市川歯科医院）	市川 敬一	欠席
4	保健医療	スマイル訪問看護ステーション	山本 純子	
5	障がい	都立北療育医療センター 城北分園	松井 美穂子	欠席
6	障がい	都立北療育医療センター 城北分園	五十嵐 雅美	
7	障がい	楽患ナース訪問看護ステーション・楽患チャイルド	岩本 ゆり	
8	障がい	療育室つばさ・相談室とまりぎ	草野 遥香	
9	保育・教育	足立つくし幼稚園	寺山 早苗	欠席
10	保育・教育	うめだ「子供の家」	廣岡 和明	
11	保育・教育	都立花畑学園	高橋 淳	
12	保育・教育	区立鹿浜西小学校	藤巻 久美子	
13	保育・教育	区立竹の塚中学校	齋藤 由美子	
14	家族	足立区重症心身障害児(者)を守る会	村上 節子	
15	家族	足立区肢体不自由児者父母の会	蔵津 あけみ	欠席
16	行政	福祉部	中村 明慶	
17	行政	福祉部障がい福祉推進室	杉岡 淳子	
18	行政	福祉部障がい福祉推進室障がい福祉課	小山 幸俊	
19	行政	福祉部障がい福祉推進室障がい援護担当課	日吉 理仁	
20	行政	福祉部障がい福祉推進室障がい福祉センター	江連 嘉人	
21	行政	子ども家庭部こども支援センターげんき	上遠野 葉子	欠席
22	行政	子ども家庭部こども支援センターげんき支援管理課	門藤 敦良	欠席
23	行政	子ども家庭部子ども政策課	菊地 崇	
24	行政	子ども家庭部子ども施設指導・支援担当課	古川 弘雄	欠席
25	行政	子ども家庭部子ども施設運営課	島田 裕司	
26	行政	衛生部中央本町地域・保健総合支援課	西山 裕之	
27	行政	教育指導部参事(教育改革担当) 教育指導部就学前教育推進課長事務取扱	本岡 寛子	欠席
28	行政	教育指導部教育指導課	吉川 正	欠席
29	行政	学校運営部学務課	半貫 陽子	

厚生委員会報告資料

令和3年1月20日

件名	足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案のパブリックコメント及び障がい者団体等ヒアリングの実施結果について
所管部課名	福祉部障がい福祉推進室障がい福祉課 衛生部中央本町地域・保健総合支援課
内容	<p>足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（令和3年度から令和5年度）素案に対するパブリックコメント及び障がい者団体等ヒアリングの実施結果について、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 パブリックコメント</p> <p>(1) 実施期間 令和2年11月25日（水）から12月25日（金）まで</p> <p>(2) 意見・要望等 4名（25件）</p> <p>2 障がい者団体等ヒアリング</p> <p>(1) 実施期間 令和2年12月21日（月）から12月25日（金）まで</p> <p>(2) 主な実施団体 足立区障害者団体連合会 足立区肢体不自由児者父母の会（身体・家族会） 足立区重症心身障害児（者）を守る会（重症心身・家族会） 足立区手をつなぐ親の会（知的・家族会） 社会福祉法人あいのわ福祉会（身体・事業者） 社会福祉法人あしなみ（精神・事業者） 社会福祉法人あだちの里（知的・事業者） 社会福祉法人からしだね（児童・事業者）</p> <p>(3) 主な意見・要望</p> <p>ア 医療的ケア児コーディネーターの配置が、医療的ケア児（者）の相談を解決できる役割になることを期待する。（足立区重症心身障害児（者）を守る会）</p> <p>イ 地域生活支援拠点等の整備について、多機能拠点型整備を目指してほしい。（足立区手をつなぐ親の会）</p> <p>ウ 重度障がい者グループホーム、短期入所整備のための人員確保、経営支援策等を検討してほしい。（社会福祉法人あいのわ福祉会、社会福祉法人あだちの里）</p> <p>エ 児童発達支援センターの増設について、設置予定年度が示されていないが、着実に取り組んでほしい。（社会福祉法人からしだね）</p> <p>3 今後の予定</p> <p>パブリックコメントや障がい者団体等ヒアリングでの意見・要望に対する区の考え方は、令和3年2月3日（水）の地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会、令和3年2月12日（金）の地域保健福祉推進協議会で報告を予定している。</p>
問題点 今後の方針	地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会等での審議等を踏まえ、今年度末までに本計画を策定する。